

川西町第4次総合計画等策定支援業務 仕様書

1. 業務名称

川西町第4次総合計画等策定支援業務

2. 業務目的

本業務は、本町のまちづくりにおける重要な計画である第2期まち・ひと・しごと総合戦略及び川西町第3次総合計画の計画期間が令和8年度に終期を迎えることに伴い、第3期まち・ひと・しごと総合戦略を包含した川西町第4次総合計画を策定するため、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者策定支援を委託するものである。

策定にあたっては、計画の実効性を高めるため、町職員の政策形成能力の向上および理事者と職員との間で現状認識や将来像を共有し、共通認識を形成することに重点を置くこととする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 計画構成

次期総合計画の構想および計画期間は、次のとおり想定している。

(1) 基本構想

本町のまちづくりの基本理念および基本目標を示すものをいう。期間は、令和9年度から令和16年度までの8年間とする。

(2) 基本計画

基本構想実現のための施策の方針と具体的な施策を体系的に示すものをいう。

ア. 前期基本計画：令和9年度から令和12年度までの4年間

イ. 後期基本計画：令和13年度から令和16年度までの4年間

※本業務は、基本構想と前期基本計画を策定するものとし、後期基本計画は含まない。

(3) 総合戦略

総合戦略を包含した総合計画とするため、前期基本計画と同期間とする。なお、総合戦略については、特に、国および奈良県の総合戦略等の上位関連計画の内容を踏まえること。

5. 業務内容

効率的に策定作業を進めるため、概ね次の業務を行うものとする。なお、ここに示す業務内容は、次期計画の策定に最低限必要であると思われる事項を示したものであり、受託者は、当該業務を充実させ、また効果的・効率的に実施するための提案を積極的に行い、

実施するものとする。

(1) 基礎調査および人口ビジョンの改訂

ア. 時代の潮流や社会経済動向等の整理・分析

イ. 最新の国勢調査等を活用した本町における現状分析や将来の人口推計および産業等の現状および特性に関する基礎的資料の整理・分析

ウ. 町における分野別個別計画等の関連計画及び国・県の上位関連計画の整理

エ. 現行の人口ビジョンのデータ更新および必要な分析

オ. その他、次期計画の策定に必要なデータの整理・分析

(2) 住民アンケートの実施

住民アンケートの調査項目の検討、集計、分析等を行い、その結果を取りまとめ、次期計画の内容に反映する。なお、調査対象者の抽出、封筒の手配、ラベル作成は町が行い、その他作業は受託者が行う。また、発送・回収に係る費用は受託者が負担することとする。

ア. 調査対象者は1, 500人程度

イ. 調査票は郵送方式で配布し、郵送またはオンラインで回答を受け付け

※オンラインは、回答中に一時保存可能な仕様とすること。また、住民の意見を反映するためのより良い方法がある場合は提案すること。

(3) 計画案の作成

ア. 基本構想・基本計画・総合戦略の案作成

イ. 基礎調査等を踏まえた町の主要課題の整理

ウ. 策定後を見据えた適切な KGI・KPI の設定および様式を含めた評価検証手法の確立

エ. 審議会やパブリックコメントで出た意見への対応、計画への反映

(4) 会議運営支援

ア. 総合計画策定審議会の運営支援（5回程度想定、資料や議事要旨作成等）

※総合計画及び総合戦略の策定に係る審議は、同一の審議会において実施する。

イ. 職員研修会の運営支援（2回程度想定、企画や資料作成等）

※職員の政策形成能力向上に主眼を置き、実施する内容等を提案し実施すること。

(5) 計画書および概要版の作成

計画書、概要版、人口ビジョン（改訂版）の作成を行う。計画書および概要版については、誰が見てもわかりやすく、かつ伝わりやすいレイアウト・デザインとなるよう工夫すること。なお、印刷製本は本委託には含まない。

6. 業務実施に当たっての留意事項

(1) 策定スケジュール

本計画は、町議会の議決を必要とするため、令和9年3月議会に上程し議決が得られるよう、策定作業は令和9年1月中旬までに完了すること。

(2) 現行計画の評価

現行計画の評価は町で実施済みのため、結果を受託者に共有する。受託者はこれを分析し、新計画に反映すること。評価の活用方法等の詳細は、受託者決定後に協議する。

(3) 策定過程で重視すること

計画の実効性を確保するためには、理事者および各分野担当職員が、計画に記載する「現状」「目指すべき姿」「課題」等について共通の認識を持つことが重要である。このため、受託者は以下の内容を支援すること。

- ・現状把握、課題整理、将来像等の検討過程において、理事者および関係職員が共通認識を持てるよう、効果的な手法の提案・実施支援を行うこと。

7. 成果品

本業務の成果品として、以下のデータを納品すること。提出にあたってはPDFデータのほか、本町において編集や活用が可能なファイル形式も含め、CD-R等の媒体に格納して提出すること。

- (1) 総合計画書
- (2) 総合計画書概要版
- (3) 人口ビジョン
- (4) 各種調査報告書
- (5) その他業務内容で示した資料、記録、報告書等

8. 納品場所

成果物の納品場所は以下のとおりとする。

川西町総合政策課

9. 成果品の帰属

本業務による成果品および派生する権利等の副産物は、すべて本町に帰属するものとし、本町の承諾なく他に公表し、貸与または使用してはならない。また、計画書および概要版を作成するにあたり、第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託事業者の責任において著作権処理等を行うこととする。

10. 打ち合わせ・協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、町と打ち合わせを綿密に行うこととする。また、打ち合わせ事項については、受託事業者が協議書または打ち合わせ記録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

11. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書、その他関係法令を遵守するものとする。

- (2) 本業務の実施過程で知りえた個人情報等の秘密については、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (3) 町が所有する資料（電子データを含む。）のうち、業務に必要なものについては、受託事業者に貸与するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項および本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、指示を受けるものとする。